



# 輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

©CISTEC

2020.01.22施行行政省令等対応 ( 3 / 3 )

3の2 (1) 軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物、 毒素若しくはそのサブユニット 又は遺伝子であつて、 経済産業省令で定めるもの	判定欄	注 釈	記 入 欄
[省令] 第2条の2 [第1項] 輸出令別表第1の3の2の項 (1)の経済産業省令で定めるものは、 次のいずれかに該当するものとする。	該 当 ○ 非該当 × 対象外 -		
五 細菌又は菌類であつて、 クラビバクター・ミシガネンシス亜種セパドニカス、 コクシジオイデス・イミチス、 コクシジオイデス・ポサダシ、 コクリオボールス・ミヤベアヌス、 コレトトリウム・カーハワイ、 ザントモナス・アクソノポディス・バソバー・シトリ、 ザントモナス・アルビリネアンス、 ザントモナス・オリゼ・バソバー・オリゼ、 シンキトリウム・エンドピオチウム、 スクレロフトラ・ライシアエ・バラエティー・ゼアエ、 セカフォラ・ソラニ、 チレチア・インディカ、 ブクシニア・グラミニス種グラミニス・バラエティー・ グラミニス、 ブクシニア・ストリイフォルミス、 ペロノスクレロスボラ・フィリピネンシス、 マグナボルテ・オリゼ、 マイクロシクルス・ウレイ 又はラルストニア・ソラナセアルム・レース3及び 次亜種2	[ ] [ ]		
六 遺伝子を改変した生物（意図的な分子操作によって核酸の 塩基配列を生成し、又は改変されたものを含む。）であつて 次のいずれかを有するもの又は遺伝要素（染色体、ゲノム、 プラスミド、トランスポゾン、ベクター及び復元可能な核酸 断片を含む不活性化された組織体を含む。）であつて 次のいずれかの塩基配列を有するもの	[ ]		
イ 第一号に該当する遺伝子	[ ]		
ロ 第二号又は前号に該当する遺伝子のうち、人、動物若しくは 植物の健康に重大な危害を与えるもの（転写又は翻訳した 生産物を通じて危害を与えるものを含む。）又は病原性を 付与若しくは増強することができるもの（血清型O26、 O45、O103、O104、O111、O121、 O145、O157その他の志賀毒素を産生する血清型を もつ大腸菌の核酸の塩基配列（志賀毒素又はそのサブユ ニットの遺伝要素を持つものに限る。）を有するもの以外の ものを除く。）	[ ] 《 》	→前号 =五号 ] 除外	
ハ 第三号又は第四号に該当するもの	[ ]		
判定結果		<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
作成責任者：（作成年月日： 年 月 日） 会社名 所属・役職 （フリガナ） 氏 名 印 電 話		該当項番 ① 輸出令別表第1の項番 [ ] ② 貨物等省令の条項号等の番号等 [ ] [ ]	